

# 埋蔵文化財に係る調査の方法と区分

## 事前調査の目的と方法

事前調査は埋蔵文化財の有無や保存状態を確認するための調査です。原則として檜葉町教育委員会が行い、費用についても負担します（調査に係る直接経費のみ）。なお、事前調査において埋蔵文化財が確認された場合は事業者は法に基づく届出が必要となり、加えて遺跡の保存について教育委員会と協議が必要になります。ただし、事業地内で埋蔵文化財が確認されたからといって必ず発掘調査をしなければならない訳ではありません。事前調査によって工事が埋蔵文化財に及ぼす影響が軽微であると判断された場合には、届出を行うのみで事後の調査が不要となる場合があります。ですから、事前に工事対象地の埋蔵文化財の状況の確認を行うことによって円滑に事業を進めることが可能となります。檜葉町教育委員会で行っている事前調査の方法は原則として以下の二つの方法です。

### ○表面調査

現地を確認し、地形観察などで埋蔵文化財の所在状況を確認する掘削を伴わない調査。

### ○試掘調査

土木工事等の予定地内を人力もしくは重機により掘り下げ、埋蔵文化財の有無を確認する作業。調査後は簡易な埋め戻しを行うのみで舗装などの現状復旧は行いません。

※事前調査の際に文化財保護法以外の手続きが必要となる場合は、その手続きについては事業者が行ってください。

## 発掘調査の実施

事前の協議の結果、必要と認められた場合は発掘調査を実施します。発掘調査は、現地における発掘調査、室内における整理作業及び報告書作成作業までの一連の作業をさします。

### ○発掘調査の期間

現地での発掘調査は、人力による手作業のため、土木工事等の計画面積や深さ、遺跡の時期・密度等により異なります。概ね、1,000㎡あたり1～2ヶ月かかります。

### ○調査費用の負担

発掘調査に要する経費は、現地での発掘調査の経費、現地調査終了後の整理作業の経費及び報告書印刷費などです。発掘調査に対する費用は、原則として事業者負担となります（法第99条第3項）。

### ○現地での発掘調査後の処理と出土品の帰属

現地での発掘調査終了後、工事はすぐに着工してかまいませんが、整理作業や報告書作成作業は継続して行われます。なお、出土した遺物は遺失物法により文化財として取り扱われ、その所有権はその土地を所管する都道府県に帰属します。（法第104・105条）。

実際に発掘調査をする際には、上記の事項に関して教育委員会と事業者とが協議を行い、合意事項をまとめた協定書を取り交わして実施します。